ロ　自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ　医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　前項第一号ニに規定する遊休財産額は、当該経過措置医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該経過措置医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一　当該経過措置医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二　法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三　前二号の業務を行うために保有する財産（前二号に掲げる財産を除く。）

四　第一号及び第二号に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

五　将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

（移行計画の変更）

**第五十八条**　（略）

2　前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　前条第一項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

六　その他参考となる書類

3　（略）

（移行計画の変更）

**第五十八条**　（略）

2　前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五　その他参考となる書類

3　（略）

（移行計画の認定の取消し）

**第五十九条**　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　認定医療法人が第五十七条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二　平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けなかつたとき。

三　認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

四　認定医療法人が合併により消滅したとき。

五　認定医療法人が分割をしたとき。

六　認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

七　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

八　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

**第六十条**　平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を

（移行計画の認定の取消し）

**第五十九条**　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

（新設）

一　平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。

二　認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

三　認定医療法人が合併により消滅したとき。

（新設）

四　認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

五　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

六　認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

**第六十条**　平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。こ